

困ったときは
米原市消費生活相談窓口へ
(米原庁舎1階)
相談専用 ☎52-8088
受付 平日 9時30分～16時

2013.10/15

編集
発行

米原市役所

広報秘書課

〒521-8501
滋賀県米原市下多良三丁目3番地
☎0749(5)2667
☎0749(5)5195



発行日
Eメール
公式サイト

kohon@city.maibara.lg.jp
http://www.city.maibara.lg.jp/
平成25年10月10日(木)

げんや 原野商法の二次被害に気をつけて!

原野商法とは・・・

今から30～40年前に「将来値上がりする」「駅などができて便利になる」などと言ってほとんど価値のない土地や山林などの原野を売りつける商法で、過去にこの商法が横行して大きな社会問題となりました。

事例1

土地活用関連の不動産会社から「昔買われた別荘を売いませんか?」と電話がかかってきた。もてあましていたので依頼したところ除草や管理費等の契約をさせられた。

事例2

30年ほど前に買った土地を「インターネットに載せれば半年以内に必ず売れる」と自宅にやってきた不動産業者に言われ、広告掲載料の支払い契約をしてしまった。

■過去に原野商法で土地や山林を購入してしまった人に対して、“インターネットなどに広告を出したら、すぐにでも売却できる”かのように言って契約させ、土地の測量費、建物や土地の管理費、広告代などの名目で高額な費用を請求してきます。

“ネットに広告を出せば簡単に売れる!”ということは考えられません。業者の話を鵜呑みにしないで、自分の所有している土地がどういう状況なのか、地元の不動産業者や土地の所在地の市役所などに問い合わせたり、現地に出向いて確認するなどしましょう。

また、訪問販売による土地の測量費などの契約をしてしまった場合、クーリングオフが可能になる場合もあります。契約内容をよく読まずに、あわてて契約をしないよう冷静に行動しましょう。

二次被害とは・・・

過去に被害に遭った人に対して「未払いになっている!」と電話をかけてきて新たな契約をさせたり、「被害金を取り返してあげる!」などと言って被害回復のために高額な手数料を請求されます。

過去の個人情報悪用し、何の根拠もない話で不安に陥れて、過去に被害に遭った人がさらに被害に遭うという悪質なものです。

「消費者庁」や「消費者安全調査委員会」を名乗り、 投資の勧誘等を行う電話にご注意ください!



連絡先としてフリーダイヤルの番号を伝えているようですが、消費者庁も消費者安全調査委員会もフリーダイヤルは使っていません。また、公的機関が投資の勧誘を行うことはありません。くれぐれもご注意ください。



人口40,558人(-28) 男19,853人(-12) 女20,705人(-16) 世帯数13,876世帯(-7)

人のうごき

65歳以上の人口 10,560人 高齢化率 26.04% ※カッコ内は前月との比較【平成25年10月1日現在】